

静岡市敬老行事補助金交付要綱

静岡市敬老行事補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 静岡市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する行事の実施を奨励するため、当該行事を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- （1）自治会又は町内会（複数の自治会又は町内会で構成する団体を含む。）
- （2）法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち長期の入所に係るもの又はこれに類する施設として市長が認める施設（以下「老人福祉施設等」という。）

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、9月1日から10月31日までの間に、当該年度の6月1日において静岡市内に住所を有し、かつ、翌年度の4月1日において満80歳以上となる者（以下「対象高齢者」という。）を対象として次に掲げる行事（以下「敬老行事」という。）を実施する事業であつて、法第5条第1項に規定する老人の日の趣旨にふさわしいものとして市長が認めるものとする。

- （1）地域の他世代の者を招いて行う高齢者と他世代の者との交流
- （2）高齢者に対する記念品（商品券その他の金券の類を除く。）の贈呈
- （3）飲食等を伴う高齢者相互間の懇談又は交流
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める行事

2 補助事業は、原則として、これを実施する自治会若しくは町内会の区域内又は老人福祉施設等の所在地に住所を有する全ての対象高齢者を対象とするものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、敬老行事が、その実施に当たりこの要綱に基づく補助金以外の本市の補助制度の適用を受けるものである場合には、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の

実施に要する経費であって市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち市長が認める額とし、2,500円に当該補助事業に係る対象高齢者の人数を乗じて得た額を限度とする。ただし、第3条第1項第2号に掲げる敬老行事のみを実施する場合又は老人福祉施設等が同項第2号及び第3号に掲げる敬老行事のみ若しくは同項第3号に掲げる敬老行事のみを実施する場合は、1,500円に対象高齢者の人数を乗じて得た額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、敬老行事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 資金計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定したときは、敬老行事補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収支の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (4) 補助事業の遂行に当たっては、静岡市補助金交付規則及びこの要綱を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について変更（市長が軽微であると認めるものを除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに敬老行事変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更（中止・廃止）明細書

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第9条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、敬老行事変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払及び請求）

第10条 補助金は前金払により支払うものとし、補助事業者は、敬老行事補助金請求書（様式第6号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、別に定める日までに敬老行事実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第8号）

（2）領収書等の支出の証拠となる書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第12条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業者は、第10条の規定による実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年度及び平成29年度における対象高齢者の特例)

2 平成28年度及び平成29年度に実施する補助事業に係る第3条第1項の規定の適用については同条中「満80歳」とあるのは、平成28年度にあっては「満78歳」と、平成29年度にあっては「満79歳」とする。

様式第1号（第6条関係）

敬老行事補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

学区・地区
所在地
申請者 名 称
代表者氏名 ㊟
電 話

補助金の交付を受けたいので、静岡市敬老行事補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本事業は主に市補助金により運営されており、事業の円滑な運営のために、補助金交付の際は前金払でお願いします。

1 事業の名称

2 交付申請額 円
(人× 円)

3 事業実施日時 年 月 日 時 分 開式

4 事業実施場所

5 事業の概要（該当する項目全てに○を記入）

<input type="checkbox"/>	(1) 地域の他世代の者を招いて行う高齢者と他世代の者との交流
<input type="checkbox"/>	(2) 高齢者に対する記念品（商品券その他の金券の類を除く。）の贈呈
<input type="checkbox"/>	(3) 飲食等を伴う高齢者相互間の懇談又は交流
<input type="checkbox"/>	(4) その他（ ）

様式第2号 (第6条関係)

収 支 予 算 書

()

(収 入)

費 目	金 額		摘 要
	補助金	自己経費	
補助金	円		
自己経費		円	
計	円	円	

(支 出)

費 目	金 額		摘 要
	補助対象経費	自己経費	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

敬老行事補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市敬老行事補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

- (1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行にあたっては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び静岡市敬老行事補助金交付要綱を遵守すること。
- (5) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
 - ア 要綱第10条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時

において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第10条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第4号（第8条関係）

敬老行事変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

学区・地区
所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電 話

㊞


年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市敬老行事補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

敬老行事変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市敬老行事補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第6号（第10条関係）

敬老行事補助金請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

学区・地区
所在地
請求者 名 称
代表者氏名 ⑩
電 話

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市敬老補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求額 円
2 振込先

振込先金融機関名	
預金種別（いずれかに○） 口座番号	普通 当座 預金 No. その他 ()
フリガナ	
口座名義	
備考	

様式第7号（第11条関係）

敬老行事実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

学区・地区
所在地
報告者 名 称
代表者氏名 ㊟
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市敬老行事補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業実施日時 年 月 日 時 分 開式
- 3 事業実施場所

4 事業の概要（該当する項目全てに○を記入）

<input type="checkbox"/>	（1）地域の他世代の者を招いて行う高齢者と他世代の者との交流
<input type="checkbox"/>	（2）高齢者に対する記念品（商品券その他の金券の類を除く。）の贈呈
<input type="checkbox"/>	（3）飲食等を伴う高齢者相互間の懇談又は交流
<input type="checkbox"/>	（4）その他（ ）

- 5 参加者数 敬老対象者（実際に参加した人数） 人
お手伝いとして参加した人数 人

様式第8号 (第11条関係)

収支決算書

()

(収入)

費目	金額		摘要
	補助金	自己経費	
補助金	円		
自己経費		円	
計	円	円	

(支出)

費目	金額		摘要
	補助対象経費	自己経費	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

様式第9号（第12条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕	⑩
報告者	氏名		
	電話		

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市〇〇事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円